和歌山県立

対書館だるの

第63号 令和5年3月



当館寄託「園部家文書」のなかの戸籍行政関係簿冊(一部)

-7	_	
	_	- /1/

家族のかたち ―幕末維新期の名草郡園部村を事例に―	1
岩﨑家文書からみる明治22年以後の水害対策	6
令和 4 年度 歴史講座	8

家族のかたち ―幕末維新期の名草郡園部村を事例に―

八五七)、元治二

三つの園部家文書

は一五二戸、人口は六四九人、村高は 村で、文化期(一八〇四~一八)の戸数 二〇〇石余りと、比較的大きな村です 『紀伊続風土記』天保十年 (一八三九) 城下に近い、 名草郡園部村 紀の川右岸に位置する (和歌山市園部) は和歌

薗部村園部家文書」、②和歌山市立博物 で、いずれも江戸時代後期から明治時代 部家文書」(整理中)の三種があります。 館所蔵「園部家文書」、③当館寄託「園)国文学研究資料館所蔵「紀伊国名草郡 その園部村に関する地方文書として、 それぞれ異なる園部家に伝来したもの

ての家族のあり方がどのようなものだっ 簿冊を用いながら、幕末から明治にかけ ますが、本たよりで紹介してきました たのかを考えてみたいと思います。 宗門人別改帳と③のなかの戸籍行政関係のいいという。 (四二、四六、四九、五二~五四号)。 この小文では、①に収められている これらについては、部分的にではあり

重要な資料群です。

中心となります。この時期における城下 中期(ほぼ一九世紀にあたる)の史料が

近郊の在地社会のありようを探りうる

|紀州藩の宗門人別改帳

薗部村園部家文書」には、安政四年(巳、 国文学研究資料館所蔵 「紀伊国名草郡

> 真 1 。 年 宗門人別改帳が伝 年(未、一八七一) 存しています【写 などに作成された 八六八)、明治四 八六五)、慶応四 (丑、慶応改元、 (辰、明治改元、

子と午の年に限定されていたといわれて帳」と略記します)が作成されたのは ば、紀州藩で改帳が毎年作成されていた ことは間違いないでしょう。 がわかります。他の地方文書も参照すれ いますが、実際はそうではなかったこと 紀州藩で宗門人別改帳(以下、 改

主義ではなく本籍地主義)といったこと れること(八歳改)や、どういうとき に記載されるのは八歳以上の男女に限ら 改帳の作成要領が記されています。改帳 などが判明します。 に異動が改帳に反映されるのか(現住地 と、まず「前書」として六ヶ条からなる 園部村で作成された改帳を開いてみる

海防費として「日銭」の徴集を命じた二年(一八五五)紀州藩が領民に対し 州藩の方針を受けたもので、 賦課の対象としていることがわかりま 人別に日々一銭ずつ積金の義仰せ出され 際には、「在町男女八歳已上五ヶ年の間 考えられています。しかしながら、安政 は神のうち」という民俗的観念の影響と 八歳未満の子どもが除外されたのは紀 」と触れており、 八歳以上の男女を 「七つ前



【写真1】

風合義

海の変

国初春經

考えるべきでしょう。 とも深く関連していたと う以上に、統治上の要請 は単なる民俗的観念とい す。八歳という年齢制限

年の改帳に対する異動、 減」です。ここでは、前 で示されるのが「人数増 この「前書」に次い

帯主の名判が並んでいます。 数、男女の内訳、成員の名前と年齢、 冊状)に記され、上から順に家内の人 されます。世帯ごとの情報は縦一列(短 場、旦那寺別(一楽寺と円明寺)に記載 特化した情報がまとめられています。 すなわち死亡、縁付・養子、 そしていよいよ世帯ごとの記録が登 八歳などに 世

るに、嘉助夫婦の娘たちでしょう。女房 となります。後ろ三人は年齢から推測す 歳)、との (二七歳)、たきの (二四歳) 五人、男が一人で女は四人、成員は嘉助 作成された改帳です。その右端に記載さ れている園部嘉助家の場合、家内人数は (七四歳)、女房 (六四歳)、たき (三五 【写真2】は安政四年(一八五七)に

一段人の

四石器

被键

目於了

【写真2】

意

ろに特徴があります。 (後家も含む) の名前が記されないとこ

れていることもわかります。 り、改帳が現用の基礎台帳として利用さ れた後に籍がなくなったことを示してお ありませんが、安政四年の改帳が作成さ 死亡したのか離婚したのか理由は定かで 場合、女房が朱筆で消されています。 また、 【写真2】中程の園部善京家の

利用すれば、村の人口動態や家族関係、 載された情報の特性を十分に踏まえつつ となりうるのです イフ・コースを明らかにする貴重な一助 村人の出生・結婚・出産・死亡などのラ このように宗門人別改帳は、そこに記

計

151

164

315

100

⑤単身

12

19

31

9.8

年

安政4年 (1857)

明治4年 (1871)

延べ数

内訳%

園部村の家族形態(各戸数)

①核

47

44

91

28.9

どものみの世 みの世帯や子

ます 【表】。 い、園部村の家族形態について考えてみ 治四年(一八七一)の宗門人別改帳を用 ここでは、安政四年(一八五七)と明 園部村の家族形態

ができます 家族形態とは以下の五つに分けること

一組の夫婦とその子ども(単婚小家族

的といわれていますが、園部村の場合、

家

に家成員が五人前後の単婚小家族が一般

江戸時代においては、当主夫婦を中心

族の形態は多様でありえたのです。 単婚小家族が半数近くを占めつつも、

一戸籍法の生んだ軋轢

②直系家族 核家族に祖父母が同居 <u>ー</u>こ (単婚小家族の

の一つ)

③複合家族(合同家族 核家族や直系家族に傍系親族や非血縁

含む複合大家 部に小家族を いたもの(内

の一方と孫の は母子のみの かを欠くもの 夫婦のいずれ 核家族のうち (父子あるい 、祖父母

②直系

19

34

53

16.8

③複合

12

15

27

8.6

4単親

59

52

111

35.2

④単親家族

⑤単身家族 ひとりだけの 【表】を見るか

【表】

的な集団がつ

時代の幕藩領主によって直接編成され

宗門人別改帳からわかるように、江戸

は村・町を媒介にして管理されていまし づいて把握されるとともに、家それ自体 れ以外の家成員は当主との親族関係に基 たのは時の家長たる当主のみであり、そ

れるとともに、個人の戸籍に関する詳細 を廃止し、全国画一的な戸籍簿が作成さ 扱方が大きく転換します。宗門人別改帳 することになったのです。 な把握を通じて、国家が直接に家を管理 籍法によって、家成員に関する情報の取

冊が多数収められており、名草郡・山口 の実態を知ることができます さまざまな行政レベルにおける戸籍事務 組・第一大区第五小区・園部村といった 当館に寄託されている「園部家文書」 は、明治前期の戸籍行政に関する簿 【表紙写

ところが、明治四年(一八七一)の戸 なかでも興味深いのは、 宗門人別改帳

重を持っていることも看取できます。 が比較的大きいという特徴が読みとれま ①核家族や②直系家族の占めるウエイ す。また、⑤単身家族が無視しえない比 が相対的に小さく、④単親家族の割合 園部村では、単婚小家族にあたる を余儀なくされたのです。 ズに実施されたわけではなく、 法に基づくさまざまな行政事務はスムー ど役に立たなかったという点です。戸籍 戸籍簿の作成や戸籍事務の遂行にほとん を毎年作成していた在地社会の経験が、

試行錯誤

錯雑」が生じていたのです。 あまりにもひどく、戸籍行政に「間 たのは「生死出入等届方漏脱」でした。 による戸籍整調が本格化した明治五年 (一八七二) 以降、そこで明らかとなっ (異動)の届出がなされ、 そもそも最初に届け出された戸籍情報 例えば、戸籍法に基づき県民から戸籍 「錯誤」、およびその後の異動情報 oひどく、戸籍行政に「間々「重複」「差誤」「遅延」が 和歌山県庁

■戸籍に対する認識の変革

細民の慣習」と非難し、家族の戸籍情報に」取り扱っている県民の現状を「未開「軽忽に」考え、戸籍の異動を「容易 う繰り返し要請したのです。 戸籍の異動を正確かつ迅速に届け出るよ 大法」に対する県民の理解を強く求め、 をもとに国民としての権利義務を確定す すなわち、「至重の一身」を「汗漫に」 に戸籍編制に関する達を触れ出します。 郡廉の二代にわたって権令・県令が頻繁 るという「戸籍編制の御趣意」「戸籍の そこで和歌山県では、北島秀朝・神山

生死移転等其の時々届け出でざる向きは の二度にわたって県官を県内各地に派遣 また、明治七年(一八七四)と同九年 戸籍事務の現場指導をおこなうとと 明治八年(一八七六)には「今後

罰則を加える措置などをも講じていきま 事情審糺の上相当の処分に及ぶべし」と

歳月を要してはじめて県民の理解を獲得 ます。近代的な戸籍行政は、 儀」にいたったと認識されるようになり し、やっとのことで軌道に乗ることがで いて「僻陬の地」を除けば「一般熟知の (一八七七) には戸籍の届出・訂正につ こうした甲斐あってか、 五年余りの 明治十二

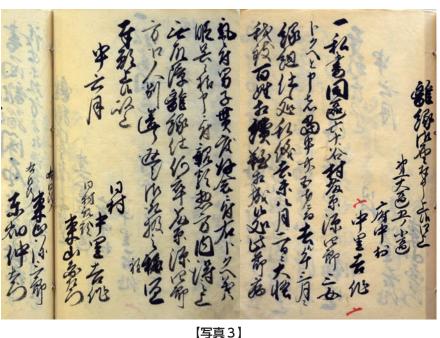
は〈馴化〉する必要があったといえるで抗〉(消極的であれ)を〈抑圧〉あるい 家成員に関する情報の取扱方を築きあげ には、まず何よりも、江戸時代を通じて な戸籍行政を本格的に始動させるため しょう。 てきた在地社会の民俗的世界による〈抵 換言すれば、和歌山県において近代的

|近代的な家族像の提示

す。 諭を発し、あるべき家族像を訴えかけま 迎えた北島秀朝権令は県民に向けて告 他方、明治六年 (一八七三) を新たに

そが「一家繁昌」の基礎となるのだ、と りな」く添い遂げるものであり、それこ 謳っています。 わりなきこそ、一家繁昌の基いなり」と いに情義を重んじ愛敬を失わず始終変 いう趣旨です。 義」と「愛敬」を大切にして「始終変わ その冒頭で「それ夫婦の道たるや、互 夫婦というものは「情

す悪風」 具体的には「妻・妾を奴婢の如く見做 「俄に離縁いたす固陋の弊習」



【写真3】

れなければならなかっ このような告諭が出さ しかしながら、なぜ

は頻発しています。 前期の社会でも、当然のことながら離婚 た。こうした蓄積のうえに成り立つ明治 人びとの一般的なライフ・コースでし 在地社会の民俗的世界において、離婚は

らずや」と全面的に否定しその改善を求

「妻子家族を携えて家産相応公然た

「誠に浅ましき醜俗、歎ずべきことな

げ 組移住取扱留」に綴じられたもので、府 中村の中里吉作が明治五年(一八七二) 五小区の戸籍行政に関する簿冊「養子縁 六月に提出した離婚届 奉り候口上」です。 【写真3】は、園部村を含む第一大区第 「離縁御届申し上

よいでしょう。 示しているといって 的な近代家族像を提 年の北島告諭は典型 が据えられています。 情義を全う致」すこと その点で、明治六

の基軸に「終身夫婦の

繁昌」「一家親睦 を前提に、その「一家

(いわゆる一家団

婦と子どもから成る

それとともに、夫

「一家」をつくること

かけられています。

り

たのでしょうか。 |離婚に〈寛容〉な社会 じつは、江戸時代

吉作は明治三年

て、また女性(妻・妾)の視点が弱く男

(夫) 中心の構成となっているかぎり

ジェンダー・バイアスが濃厚です

男尊女卑の社会的通念に批判が投げ

これによれば、

妾の存在が許容されている点におい

き」と、家族の理想的なかたちを指し示 義を全う致し候様、人々心掛け申すべ る歓楽を尽くし一家親睦、終身夫婦の情

したのです。

貰いたき存念」(養子をもらう意向)を たうえ、最近は病気にも罹ってしまい、 しています。 双方の親類が「内得」のうえ離婚が成立 とくえは「暇呉れ候様」と求めたため、 おそらくは独断で決めます。これに対 女性と結婚したけれども、明治四年 七〇)三月、六十谷村のとくえという (一八七一) の八月二日に大怪我を負 「百姓相続相成り難く」と判断、「男子

的な壁は非常に低かったのです。 する志向が弱く、むしろ離婚に至る心理 婦関係を忍耐(あるいは諦念)して継続 が、在地社会の民俗的世界においては夫 まざまに入りくんだ事情があるものです 夫婦間にはそれぞれ固有の、そしてさ

想的な姿として示したわけです。 涯添い遂げる夫婦を中心とする家族を理 な習慣として定着している状況を改変 し、ヨーロッパ世界で成立していた、生 北島告諭は、このように離婚が社会的

婚が止むことはありませんでした。 で変わるわけはなく、その後も県民の離 られてきた在地社会の習俗が一片の告論 しかしながら、長い期間を通じ形づく

を通じて形成された

続け難き由」兄の伝兵衛に伝えたことか うです。その彼女が結婚生活を「往々相「家風に応じ」ることができなかったよ 助に嫁いだのですが、どうやら勝家の が明治六年 (一八七三) 二月に提出した 収められた文書で、直川村の井上伝兵衛 ん)は和歌山城下・雑賀屋町の商人勝利 離縁御願」です。 【写真4】も「養子縁組移住取扱留」に 伝兵衛の妹(名前は記されていませ

たく」と願い出たわけです。表題と本文 されていることがわかります。 の願いは第一大区第五小区によって許可 の間の余白部分に朱筆で「聞き届け候事 二月廿七日」と書き込まれており、こ 伝兵衛が「双方熟談の上離縁仕

り、伝兵衛は北島告諭を目にしており、 ている「兼々 です。一字分の闕字を用い敬意が示されれ候様仕りたく願い奉り候」という一文 願い奉り候段恐れ入り候えども、余儀無 その内容をしっかりと理解していたので き次第に付、何分宜しく御取扱成し下さ 「右は兼々 御趣意もこれ有り、容易に 興味深いのは、文書後段に記された 先の北島告諭を指しています。つま 御趣意もこれ有り」と

り」ますがと断っておきながら、 が出された直後であるにもかかわらず、 もりは毛頭ないのです。 わけです。 無き次第」なのでご容赦くださいという 「容易に」離婚を願い出るのは しかしだからといって、 権令様の告諭 それに従うつ 「恐れ入 「余儀

もできるでしょう。 兵衛の嫌みたらしい意図を読みとること 「御願」の形式がとられている点に、伝 手続き的には「御届」でよいところを

〈孝〉を第一とする家族のあり方

て重要な徳目として位置づけられていた ではありませんでした。江戸時代におい ればならなかったのは、 第一とする近代的家族像が打ち破らなけ 明治六年の北島告諭、すなわち夫婦を 離婚の習俗だけ

るなるなる

料上是与

動伝の

弘佛寺三天色了七色为有多时高情初書

是をはなりないありる

都はたけるなるなるようはとき 有一层易多到的是人家

でものできないりはこれるない

ずるら

一ちつればなるのははな

例を集め編纂されたものに がどのようなものだったのか確認して 川史』第七冊) 出 諸藩と同様、領民のなかから孝行者を選 おきましょう。紀州藩では、江戸幕府や 伝」と「孝子伝」があります(『南紀徳 ・表彰していました。その孝行者の事 紀州藩において、孝行と家族の関係性 「南紀忠孝略

子どもに関する〈理不尽〉な要素があ ことに尽きます。ただし、表彰される孝 行にはある特定の傾向が見られます。そ その看病・介抱・養育につとめるという 父母も含む)のことを何よりも優先し、 なかには、親を介抱する本人の結婚や りあげられた全一七四人中じつに四三 分はひたすら我慢し、親 孝行といえば、貧苦にあえぎながらも 「南紀忠孝略伝」「孝子伝」 (養・義、 両書で 祖

さ

です。

を有しているのです 人(全体の二五パーセント)がその特徴

孝行もそのターゲットだったのです。

に果たしえない、といった理由付けがな られていたことです。結婚した相手 を避ける心性から、結婚しない選択がと 伴侶の意向によっては自分の孝行を十分 かえって不孝となってしまう、さらには あるいは親の言うことをきかなければ、 女問わず)が親の意にそぐわなければ、 れ結婚しないわけです。 まず第一に、親の介抱の妨げになるの

てこいというので離婚した事例もあるく 叶わなかったので離婚するというにとど 事者の夫婦関係がいかに睦まじくても、 産んだが、実家の親が養育のために帰っ まりません。ある女性は嫁いで子どもも 結婚相手(男女問わず)が親のお眼鏡に とが忌避されていないという点です。当 第二に、親の介抱のために離婚するこ らいです。

女性がいたのです。 子をとったけれども親 したり、あるいは養 出したり子育てを放棄 親の介抱ができないと られていたことです。 抱の邪魔になると考え 子どもがいては親の介 に限られていますが、 め、その養子を返した して、我が子を養子に これらの事例に共通 気に入らなかったた 第三に、これは女性

【写真4】

夫婦関係を本位としないという点です。抱される親の意向に従順であり、自分の 子としての親子関係を優先し、自分に介、、、、 どもとの縁を切ってまでも、親の意向 ありますが、実際には自らの夫・妻や子 婦・兄弟・諸親類にむつまじく」云々と わゆる忠孝札には「忠孝をはげまし、 触れ、その後も繰り返し掲げられた、 天和二年(一六八二)江戸幕府が全国に 家における第一の美徳とされていたわけ (独断)にしたがい孝行を尽くすことが 夫、

および子ども、つまりは家族を放擲して り、それを生涯維持していくことを第 、、、、、、、、、、、、、、、、、自分たち夫婦を中心とする家族をつく、これに対し、明治六年の北島告諭は、 否定されていることは明らかです。 まで親への孝行を尽くすことが論理的に とせよというわけですから、自らの伴侶

習俗がそう容易く打破されることはない 時代を通じて形成されてきた在地社会の 係も離婚と同様、北島告諭をもってすぐ に改変されたわけではありません。江戸 もっとも、 〈孝〉を第一とする家族関

■文明化に抗う在地社会の民俗的世界

くおこなわれてきた裸体や混浴、 える自主自由な国民を養成すること、 をヨーロッパでおこなわれている水準に なわち国民を文明化することでした。 合わせ、さらに近代的な国民国家をささ 政府・府県は、これまで何の疑問もな 明治国家の課題は、国民の風俗や道徳 盆踊り、虫送り、 若者 立ち す

仲間、 必要でした。 なり受容したわけではなく、 ていきます。しかし、それを国民がすん 地社会に定着するには相当のプロセスが 装、衛生などの奨励を強制的に推し進め 社会の習俗を禁止する一方で、 春画、 刺青、 堕胎、 迷信など在地 文明化が在 断髪や洋

族の基本は親子ではなく、対等な一夫一 弊害を声高に訴えかけるとともに、家 族であり、その家族とは一組の男女(夫 降、人倫および社会の基本となるのは家 いますが) 婦であると説かねばならなかったのです 族規範)を積極的に提示していました。 すものだ、という近代的な家族像(核家 婦)を中心とし、そこに子どもが加わ 七)に刊行した『西洋事情 (もっとも、 かの福沢諭吉は、慶応三年 しかし明治半ばにいたっても、離婚の 夫婦・親子団欒して仲睦まじく暮ら 妾や娼妓の存在を容認して 外篇』以

俗的世界のありよう、あるいは民俗的 文で紹介したように、これらの文書のな 関する届書・願書が膨大に綴じられたも ていく様相が記録されているのです。 してその(格闘)の末に少しずつ改変され 界が強制的な文明化に〈抵抗〉した姿、そ た、戸籍や家族にかかわる在地社会の かには、江戸時代を通じて形成されてき そう多くはありません。しかしながら小 に欠けるためか、とりあげられることも のです。その意味で無味乾燥的で面白み 政関係簿冊は、基本的には戸籍の異動に 園部家文書のような地方文書の戸籍行

盂蘭盆会、

しているのは、自分が

田

村

測量

岩崎家文書からみる 明治二十二年以後の水害対策

明治 一十二年の水害と紀三井寺村

ころで五、六尺(約一五〇~一八〇セン とくに大字三葛・紀三井寺のあたりで二 死者も出る惨状でした。村内の浸水は、 が多数損壊し、橋梁は流れ、和歌川で溺 三井寺・内原・布引・毛見)でも、 名草郡紀三井寺村 たらされました(明治二十二年大水害)。 により和歌山県全域に甚大な被害がも (約六○センチメートル)、 ートル)の高さに及び、 治二十二年(一八八九)八月、豪雨 人家からも農具や家具が流出したほ (現和歌山市三葛・紀 田畑も浸水 ひどいと 堤防

> 米が支給されています。 ち、窮乏した罹災者たちには炊き出し 家屋が半壊したところもありました。

> > ような被害を未然に防ぐには、

水防設備

産等を失う惨状が引き起こされた。この

れました。 による洪水が紀三井寺村を襲います。 の時も罹災者たちに炊き出し米が支給さ 水被害は前月と同規模だったようで、こ そして九月十二日には、またもや豪雨 浸

設けたのでしょうか。紀三井寺村の村長 文書からみていきます。 や村会議員を輩出した岩﨑家に残された のみならず和歌山県ではいかなる対策を このような被害をうけて、 紀三井寺村

郡役所からの通達

(一八九〇) 五月、 二度の水害に見舞われたその翌年 和歌山県名草・海部

和歌浦町へ改称。 され田地が被 に土砂が堆積 達が届きます 郎宛に次の通 長の山崎徳次 紀三井寺村村 郡郡長の平田 は堤防が破壊 し、洪水時に 「近頃河川 一郎から、

紀三井

÷

(1910)

部加工)

宮

l 前村

明治43年

和

H IJ

雑賀

村

和歌浦町

(旧和歌村)

和

歌

Ш

※和歌村は、明治32年(1899) 態が生じてい 害を受ける事 よっていくつ 「客秋非 村の財

紀三井寺村周辺

(大日本帝国陸地測量部2万分の1地形図

地図

づいて、 に関する方法書を示すので、これにもと まわらないかもしれない。よって、 いために、 ないとはいえ、災害のほか費途は種々多 る。このような要務を捨て去るべきでは ることは自治制度の精神をなすものであ の事務であるから、その計画と準備をす ろにするべきではなく、また、 備の設置は緊急の要務で決してないがし るのか予測できない。したがって水防設 すとはいえず、再びいかなる災禍が生じ 復旧作業中で、洪水時に十分な防備をな 設けて施行する必要がある」。 を設ける手段あるのみだ。しかし堤防は 関係する町村で相当する規程を 水防設備を設けることに手が 町村固有

放場するし田園き不関が後でする既也本語りる年上砂停滞しい水源提情と 喜我非常水害 程,数所,理局 カラへた 分りはかきつこううかしい 海南山第四斗 提信:專了修年中 另所次之日遊成 《思水陽該傷一策元人今中其故極 えへくちゃ新かなの後すが以り今後出水 懐し数を与七失之惨状の見之事然

写真①「海草内第四号」

害を防ぐための設備の重要性と、 害のことです。郡長は、 べた前年八月と、その翌月に発生した水 える「客秋非常ノ水害」とは、冒頭で述 書です(文書番号五一二六)。通達にみ という、当館寄託の岩崎家文書所収の文 る規程設定の必要性とを説き、 防防禦設備方法につき通達)」 (写真①) 五月二日付「海草内第四号 前年のような被 別紙とし 関係す 堤

右は、

を添付しました。 て「堤防防禦設備方法」(以下「方法書」)

水害対策にかかわる一三ヶ条

①堤防防御は関係町村で担当区域を決 を列挙します。 水防設備を整備する際に留意すべき事 方法書は全一三ヶ条からなり、町村が 内容は次の通りです。 項

て負担すること。

②担当区域内の重要箇所には、 固めや水防作業に用いられた)、 こ槌・掛矢(どちらも槌の一種で、 った用品を備えておくこと。 鍬・鋤簾、空の俵、 縄、 杭木、 古畳とい 地

③用品は検査を受けておくこと。

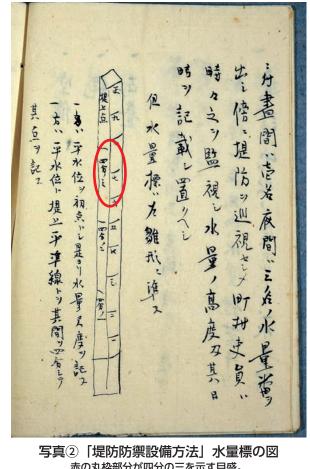
④区域ごとに水量標を設置し、洪水時は 型式は雛型に準じる と日時を記録しておくこと。水量標の と。町村吏員も時々監視して、水かさ 昼夜水量番を立てて、状況を見張るこ (写真②)。

⑤樋管を埋め込んでいる箇所には別 張りを置くこと。 見

⑥水量標の目盛四分の三に水が達した時 こと。他の鳴物を代用してもよい。 が流出した時には半鐘を鳴らし続ける は関係各村に通報し、堤防が欠けて水

⑦事前に区域内の町村で、 が鳴れば即座に駆けつけること。 すべき人員、 人数には規程を設けておくこと。 人数を決めておき、 水防に従事 半鐘 人員、

⑨洪水時に土砂を採取するのに不便な地 ⑧用品に不足が生じた時は、出張官吏の 時に必要なものを出すこと。 示談か、町村吏員の見込みによって臨 普段から堤防付近に土砂を積



赤の丸枠部分が四分の三を示す目盛。

⑩用品を備え置く場合は、所轄の郡役所 を通じて県庁に届け出ること。 んでおくこと

の町村長を決めておくこと。 ぶ場合は「町村制」第一一六条にもと 水防組合の区域が複数以上の町村に及 いて設立し、組合組織において管理

するのかといった、洪水発生時の対応方 な道具を用意しておくべきか、誰が担当 を見極めて情報を周知するか、どのよう ⑫費用は、担当区域内で負担すること。 規程通り人員を出さなかったり用品が が示されています。 水害の拡大を防ぐために、いかに状況 不足したりしないよう対策すること。 内訳には規程を設けておくこと。

はいわばソフト面での水害対策を示すも 対策であるのに対して、 堤防の設置や修繕がハード面での水害 方法書の諸事項

> 足が生じたとしても、ソフト面を整えて する姿勢が読み取れます。 おくことで、被害を最小限に抑えようと のといえるでしょう。ハード面で不備不

一明治に続く水害対策

難者の救助、 増水状況に応じた諸対応、流木除去や水 例えば紀ノ川洪水時における役人の出張 が整備されたことで水害対策はより制度 ありましたが、明治時代以降、 出向などに関する取り決めがあるなど、 増水状況を測定するための水杭場の設置 化・組織化されます。 河川洪水時の対応について一定の方針が そもそも明治時代以前、紀州藩でも、 土嚢作りに従事する人足の 法律など

法書は複数の郡域、 全域に配布されたのではないかと推測さ 前掲の方法書第一〇条の文言から、 おそらくは和歌山県 方

したものといえます。

た「水防組合」ではなく「水利組合条例 を根拠とした組合が設置されます。 和歌山県でも、方法書第一一条に則っ

と和歌山市とで結成されました。 草・海部郡長を管理者として、一二ヶ村 防組合が発足しています。この組合は名 から離れた地域は除外されていました。 では西浜が、三田村では和田など、河川 ただし、紀三井寺村では毛見が、雑賀村 洲崎水害予防組合が結成されています。 村・和歌村・雑賀村・宮前村・三田村で 二十五年 (一八九二)、和歌川及び和田 (地図参照)、和歌村村長を管理者とした 川南岸の水防を目的とした河南水害予 また、明治二十四年(一八九一)、紀 の水害予防を目的として、紀三井寺 紀三井寺村周辺の地域では、明治 組合員

歌山県が県としての水害対策の方針を示 れます。すなわち、方法書の内容は、 和

おける従来の水害対策の実態や慣行など あったことは確実で、方法書は、地域に を反映し活かして作られたものと思われ 三年以前から「水防組合」という組織が また、第一一条の内容から、明治二十

組合」を規定しており、以後全国で両組 する地域連合組織として、利水を担う「普 布されます。この条例は水利・水防に関 明治政府によって「水利組合条例」が発 合が設置されるようになります。 水利組合」と、水防を担う「水害予防 一なお活き続ける対策方針 しかし、方法書が提示された翌月には

は、二五歳以上の男子で区域内に本籍を 者が加わることができました。 持ち、一定以上の面積を有する土地、 屋などを所有し、かつ二年以上居住する 家

防組合と同様に方法書に沿ったものだっ 内容は判明していませんが、河南水害予 体的な水害予防の方針や取り組みは方法 例」にもとづいて設立されましたが、具 内容は方法書と大差ありません。したが 法などについて定めています。これらの たと考えられます。 書の内容を引き継いだものと思われます。 って、河南水害予防組合は「水利組合条 に応じた五段階の警報、組合費の賦課方 夫、倉庫・出張所、水防用品、増水状況 洲崎水害予防組合の場合、規程や活動 活動方針に関しては、担当区域、 水防

ではないでしょうか。 策のベースとなったものと評価できるの 和歌山県におけるソフト面での水害予防 利組合条例」後においても対策方針とし に県によって公布された方法書は、「水 以上をふまえると、明治二十三年五月 そのエッセンスは活き続け、当時の

(参考文献

『和歌山市史』第二巻・第三巻 九八九・一九九〇) (和歌山·

和歌山県海草郡誌 九七四) 復刻版』 (名著出版)

内田和子『近代日本の水害地域社会史』 (古今書院、一九九四

西山 史朗

令和四年度 歴

史講

座

家族のかたち 第1回|令和四年十月二十九日(土)

幕末維新期の名草郡園部村を事例に― 講師:平良聡弘研究員

デジタルアーカイブでみる和歌山のすがた 令和四年十一月五日 (土)

-地域の宝を未来に活かす―

塩害とたたかう紀三井寺村の人たち 講師:玉置將人副主杳

講師:西山史朗研究員

第3回|令和四年十一月二十六日(土)

エルトゥールル号事件(一八九〇年) 海難事故をめぐる和歌山の動向―

講師:平良聡弘研究員

延べ一二〇人が出席しました。 に光を当てたテーマで開催し、 各地域の人々の暮らしや諸事件への対応 令和四年度の文書館歴史講座は、 一回は、名草郡園部村(和歌山市園 全三回で 県内

半では、当館のデジタルアーカイブ「和 用方法等について紹介しました。 歌山県歴史資料アーカイブ」の概要や活 部)に残されてきた宗門人別改帳などか ては本号一~五ページをご覧ください。 ついて考察しました。詳しい内容につい ら、幕末維新期における家族のあり方に 第二回は、二部構成で行いました。前

における塩害の実態と村民の対応につい 草郡紀三井寺村 後半では、幕末から明治・大正期の名 (和歌山市紀三井寺)

摘しました。



塩業が盛んであった ら塩田が広がり、 辺では、 ました。紀三井寺周 館寄託) て、岩﨑家文書 一方、低地で河川が 近世以前 から解説 製

農作物に被害を与えました。万延元年 から、 地域の景観が形成されたと説明しました。 等により河川の埋立てが進み、現在の当 堤防維持費による財政圧迫や塩田の廃止 が流入する「汐入」がたびたび発生し、 が認められました。また、明治期以降、 により見分が行われ、年貢免除や堤普請 (一八六〇) の塩害では、村民の願い出 第三回は、明治二十三年 (一八九〇) 暴風雨や高潮によって田畑に海水

ごとに行われていた慰霊祭が、 州沖で頻繁に発生した外国船海難事故に 動を展開できた背景には、開国以来、紀 ました。また、大島村の行事として十年 対応する中で培われた経験の蓄積があり けました。現地の人々が組織的な救護活 (一九二八) に経済団 に残された古文書から現場の対応を跡付 トゥールル号の遭難事件について、現地 に紀伊大島沖で起こったトルコ軍艦エル 昭和三年



■利用方法



前までです。 さい。文書等利用 の受付は閉館30分 検索し、閲覧申請 な資料、文書等を ある目録等で必要 ◆閲覧室受付に 付に提出してくだ 書に記入のうえ受

複写を希望される場合は、複写承認由 閲覧室書棚に配架している行政資料 さい。複写サービスは有料です。 請書に記入のうえ受付に提出してくだ 参考資料は自由に閲覧してください。

開 館 時 間

◆火曜日~金曜日

午前10時~午後6時

◆土・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時~午後5時

||休館|

◆月曜日

(祝日又は振替休日と重なると

和歌山県立文書館だより

編集·発行 和歌山県立文書館

〒六四一-〇〇五一

和歌山市西高松一丁目七-三八

令和5年3月31日 発

行

◆年末年始 きは、 12月29日~1月3日 その後の平日

◆館内整理日

(月曜日のときは、5日

· 1月4日

2月~12月 第2木曜日

F A X 印

刷

有限会社隆文社印刷所 〇七三-四三六-九五四 話

〇七三-四三六-九五四〇

きのくに志学館内

特別整理期間 (祝日と重なるときは、 10 日 間 その翌日 (年 1 回

利 用案内

文書館

の

■交通のごあんない

沢和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅 バスで約20分

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/

和歌山県歴史資料アーカイブアドレス

https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html